

2025年度 就学支援金(国)および授業料軽減助成金(都)による授業料の負担軽減について

野田鎌田学園杉並高等専修学校

2025年7月1日

授業料	施設費	年間学費
596,000	100,000	696,000

*上記の他、あずさ第一高等学校単位履修登録料120,000円/年が別途必要です。

(1) 東京都にお住まいの方の実質ご負担額

年収の目安	対象世帯区分	国の就学支援金	都の助成金	実質負担額
	基 準	年 額 (円)	年 額 (円)	年 額 (円)
270万円未満	生活保護世帯	396,000	94,000	206,000 (特待生・早期入学者) 106,000
	住民税が非課税の世帯			
	住民税が均等割のみの世帯			
270～590万円未満	区市町村民税課税標準額×6%－調整控除相当額が、154,500円未満の世帯	118,800	371,200	
590～910万円未満	区市町村民税課税標準額×6%－調整控除相当額が、304,200円未満の世帯			
910万円以上	その他の世帯			

*上記の他に授業料以外の納入金負担を軽減するための奨学給付金制度もあります。(対象世帯:生活保護世帯または住民税が非課税・均等割のみの世帯／給付額:52,600円～152,000円)

*2026年度以降は変更となる場合があります。

*詳しくは本校事務担当者にお問い合わせください。

(2) 東京都以外にお住まいの方の実質ご負担額

年収の目安	対象世帯区分	国の就学支援金	実質負担額
	基準	年 額 (円)	年 額 (円)
270万円未満	生活保護世帯	396,000	300,000
	住民税が非課税の世帯		
	住民税が均等割のみの世帯		
270～590万円未満	区市町村民税課税標準額×6%－調整控除相当額が、154,500円未満の世帯	118,800	577,200
590～910万円未満	区市町村民税課税標準額×6%－調整控除相当額が、304,200円未満の世帯		
910万円以上	その他の世帯		

《就学支援金制度の対象者》

- ・月の始めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者
- ※次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。
 - ・日本に住所を有していない者
 - ・区市町村民税課税標準額 ×6%－調整控除相当額が、304,200 円以上の世帯
 - ・高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く）を卒業又は修了した者